

容器包装リサイクル法

参考資料3

(平成7年6月公布、平成9年4月施行)

消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担の下、容器包装廃棄物の分別排出、分別収集、リサイクル（再商品化）を行う制度を構築。

